

(電子メール施行／ファクシミリ施行)

令和3年 5月11日

一般社団法人 宮城県経営者協会 会長 殿

宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部  
宮 城 県 危 機 管 理 対 策 本 部  
本部長 宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 本県における新型コロナウイルス感染症対策について（依頼）

このことについて、下記の通り第25回宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において決定しましたので、御承知願いますとともに、貴団体所属の各事業者に対して周知くださいますようお願い申し上げます。

#### 記

- |                     |  |
|---------------------|--|
| 1 リバウンド防止徹底期間       | 令和3年5月12日（水）から5月31日（月）まで<br>※ まん延防止等重点措置期間は5月11日（火）まで  |
| 2 飲食店等に対する要請等（仙台市内） | ※ 特措法第24条第9項に基づく協力依頼<br>(1) 接待を伴う飲食店、酒類を提供する飲食店等に対する、午前5時から午後8時までの営業時間短縮（※宅配・テイクアウトを除く）<br>(2) 酒類提供は午前11時から午後7時まで<br>(3) 利用者へのマスク会食の実施の周知、正当な理由なく応じない利用者の入場禁止<br>(4) アクリル板の設置等<br>(5) 従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気等<br>(6) カラオケ設備の利用自粛<br>(7) CO <sub>2</sub> センサーの設置<br>(8) 業種別ガイドラインの遵守 |
| 3 飲食店等に対する要請等（仙台市外） | ※ 特措法第24条第9項に基づく協力依頼<br>(1) 利用者へのマスク会食の実施の周知、正当な理由なく応じない利用者の入場禁止<br>(2) アクリル板の設置等<br>(3) 従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気等<br>(4) カラオケ設備の利用自粛<br>(5) CO <sub>2</sub> センサーの設置<br>(6) 業種別ガイドラインの遵守  |

#### 4 その他の施設に対する要請等

- (1) 入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒等の励行、施設の換気等の感染防止対策
- (2) 国の接触確認アプリ（COCOA）、みやぎお知らせコロナアプリ（MICA）の導入・名簿作成などの追跡対策の徹底
- (3) 業種別ガイドラインの遵守

#### 5 全ての事業者に対する要請等

- (1) 従業員等に対し、時短要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないよう求めること
- (2) 職場でのクラスター発生を踏まえ、休憩時間や社員寮等の集団生活の場も含めた感染防止対策を徹底すること
- (3) 従業員等に対し、飲食を伴う懇親会等を控えるよう求めるここと
- (4) 「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、テレワークを更に徹底すること。出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること

※ 詳細は、下記ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/site/covid-19/>

（第25回宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議【資料4-2】）

【この通知に関する団体からのお問合せ】

経済商工観光部雇用対策課労政調整班

TEL : 022-211-2771